

中小企業等海外展開支援事業費補助金（外国出願補助金） 申請者の皆様へ ～ 申請のご案内 ～

中小企業等海外展開支援事業費補助金（外国出願補助金）のご活用を検討いただき、有難うございます。
本補助金の申請にあたっては、本紙および申請書記載例、Q&A 等をご参照の上、ご準備くださいます
ようお願いいたします。

1. 応募資格について

交付申請時に以下の要件を満たすこと。

- 中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上占めるもの）。
ただし、みなし大企業（※）を除く。

（※）みなし大企業とは、以下（ア）～（オ）に該当する企業をいう。

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

（イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

（ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

（エ）資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等

（オ）間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税
所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

- 地域団体商標の外国出願については商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象。

- 以下（1）～（4）を満たすこと。

（1）応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後にその
出願を基礎に優先権主張をして外国出願を年度内に行う予定であること

※商標出願については優先権がない外国出願も可とします。

※日本の特許出願を優先権主張の基礎にしないPCT 出願（ダイレクト PCT 出願を含む。）について
は、日本への国内移行予定のものに限ります。

※優先権がないハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むものに限ります。

（2）先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

（3）外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標
出願に関し、外国における抜け駆け商標出願対策の意思を有している」こと。

※抜け駆け商標とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無
断で出願・登録された商標のこと。

（4）外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合は、企業名・所在地等について公表いたします。

※採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）を行いま
す。

- 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその
場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に
基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の
推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられて
おり、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

※本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第 19 条のとおり行うことはできません。

2. 対象案件について

応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。
案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

<特許・実用新案>

- 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- 日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る。

<意匠>

- 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- 採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

<商標（抜け駆け対策商標）>

- 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る。
- 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

3. 補助対象経費について

【補助対象経費】

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none">・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料）・PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）・WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料・外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
代理人費用	<ul style="list-style-type: none">・上記外国出願に係る国内代理人費用・同現地代理人費用・振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	<ul style="list-style-type: none">・翻訳に要する費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること）

【補助対象外経費の例】

対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・先行技術調査に係る費用・本補助金の申請書作成に係わる代理人費用・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費、出願と同日の手続きではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など）・PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）・日本国特許庁に支払う印紙代（マドプロ、優先権主張に係る費用）
-------	--

ご注意ください！！

- * 類似の場合であっても、日本国特許庁への基礎出願と同一でない出願は、原則、補助対象となりません。
- * 採択前に、外国特許庁への出願が完了している案件や代理人へ出願手続きや翻訳を依頼している場合は、補助対象となりません。代理人へは必ず採択後に依頼をしてください。（代理人への依頼は、メールやFAXなどで行い、依頼日の記録を残してください。）
- * 交付決定日前に発生する費用（ex. 先行技術調査等にかかる費用）は対象外です。
- * 国内外代理人の仲介手数料は、原則対象外です。
- * 出願と同一日の支払いではない審査請求料、維持年金等は補助対象となりません。
- * 対象経費及び金額は、出願後に提出いただく実績報告書および添付書類を精査の上決定します。
- * 本補助金は審査会での審査を経て交付決定されます。採択とならない場合もございますのでご了承下さい。

4. 提出書類（交付申請）について

- ・協力承諾書（様式第1-1別紙、1-2別紙）は、申請者宛てとして選任代理人へご依頼下さい。
- ・出願の種別（特許、実用新案、意匠、商標）および出願方法等によって、添付書類が変わります。交付申請書に記載されている「添付書類一覧」をご確認ください。
- ・申請書の書き方は、「記載例」をご参照ください。

※申請様式、記載例、Q&A等は当財団ホームページからダウンロードできます。

（「海外出願補助金 しまね財団」で検索いただくとスムーズです。）

5. 賃上げ実施企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ・申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額（又は一人あたりの平均受給額）が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式第1-3、1-4、1-5、1-6）の提出により受領とします。
- ・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」については、以下のいずれかを提出してください。
様式第1-3 【<給与総額>中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】
様式第1-4 【<平均受給額>中小企業等用（常時使用する従業員がいる場合）】
様式第1-5 【<給与総額>中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】
様式第1-6 【<平均受給額>中小企業等用（常時使用する従業員がいない場合）】
- ・採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等に代える提出も可能です。
- ・賃上げが2.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式第1-3、1-4、1-5、1-6の「留意事項」を確認ください。

6. その他加点措置について

- ・今般の少子化を巡る状況を踏まえ、経済産業省の補助金において、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取組を進める企業等に対して、原則優遇措置の実施が要請されておりますところ、令和6年度より加点措置を行うこととします。

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
- ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で

公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

- 地域未来牽引企業、JAPAN ブランド育成支援等事業採択者、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者等への審査時における優遇措置を行います。

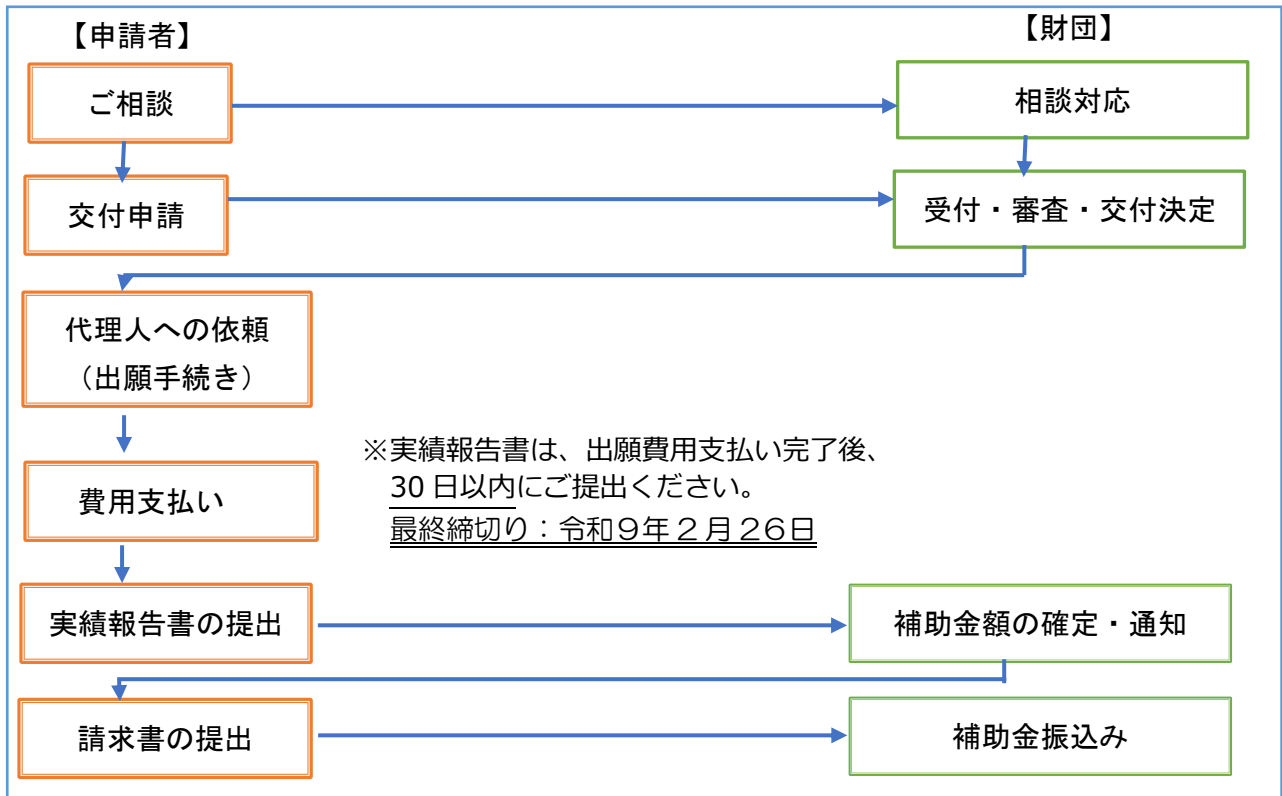
7. 補助金申請時の特許出願非公開制度に関する確認事項について（特許のみ）

- 令和6年5月1日より施行されている特許出願非公開制度においては、特許出願の明細書等に「特定技術分野」に属する発明が含まれ、内閣府による審査の結果保全指定を受けた場合、指定期間中における発明内容の開示や外国出願が禁じられます。
- また日本国内でした発明であって公になっておらず、日本で出願すれば保全審査の対象となる発明については、外国出願より前にまず日本で出願することとされ、これらの義務違反は刑事罰対象とされています。
- そこで令和6年（2024年）5月1日以降に出願した特許案件は、特許出願非公開制度における「特定技術分野」に属する発明でないこと、又は「保全指定」されていないことを確認の上、申請を行ってください。（交付申請書の16. 確認事項の最初の口にチェックを入れてください。この点の確認がなされていない出願についての補助金の申請は受理できません。）

8. その他の注意点

- 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。
- また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）（※）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。
- 上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

9. 申請から補助金受取りまでの流れ



10. 参考となるサイト

- J-Plat Pat(特許情報プラットフォーム)
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- ASEAN-TMview
<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
- 世界知的所有権機関 (WIPO) 「Global Brand Database」
<http://www.wipo.int/branddb/en/>
- 米国特許商標庁 (USPTO) の商標検索サイト
<https://www.uspto.gov/>
- 中国国家工商行政管理総局商標局の中国商標網
<https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/index.html/>

*日本国内および海外での知財活用について、「INPIT 島根県知財総合支援窓口」(TEL0852-60-5145)へお気軽にご相談ください(下記お問合せ先からもご紹介いたします)

提出・お問合せ先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 (担当: 杉原)

TEL: 0852-60-5112 FAX: 0852-60-5106 E-mail: sat@joho-shimane.or.jp

当財団 URL: <https://www.joho-shimane.or.jp/>